

## 設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和 8 年 1 月 9 日受付分)

特定非営利活動法人川西ランドバンク

## 縦覧期間

令和 8 年 1 月 9 日 (金) から  
令和 8 年 1 月 23 日 (金) まで



# 特定非営利活動法人川西ランドバンク 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人川西ランドバンクという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県川西市加茂2丁目15番6号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、所有者不明を含む空き家空き地及び低未利用地等に対して、民間・住民主体の柔軟な運営手法を講じた利活用を図る再整備事業、地域のにぎわい創出と住民の交流・活動・利便・福祉の増進を図る事業を行い、地域コミュニティの再生・活性化を通して地域課題の解決とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 低未利用地の利活用を図る再整備事業
- (2) 地域の交流を促進するイベントの実施事業
- (3) 地域活動の担い手の募集、育成に関する事業
- (4) 低未利用地の利活用に関する情報発信、広報事業
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

#### (入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
  - 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会の申し出があったとき。
  - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

#### (退会)

- 第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

#### (除名)

- 第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数4分の3以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 法令、定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名譽をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

- 第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 3人以上5人以下
  - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

### (任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

#### (報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

#### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

#### (開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があつ

たとき。

(3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

#### (招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

#### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

### (議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所  
(2) 理事の現在数  
(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあってはその旨を付記すること。）  
(4) 審議事項  
(5) 議事の経過の概要及び議決の結果  
(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産  
(2) 入会金及び会費  
(3) 寄附金品  
(4) 事業に伴う収益  
(5) 資産から生じる収益

## (6) その他の収益

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

### (予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### （解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### （残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

#### （合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告

#### （公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第10章 雜則

#### （施行細則）

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 大田 雅弘

理 事 関 敦生

同 西田 忠明

監 事 早瀬 善彦

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 個人 団体

① 入会金 0円 0円

② 年会費 0円 0円

(2) 賛助会員

① 入会金 0円 0円

② 年会費 0円 0円

## 役員名簿

特定非営利活動法人川西ランドバンク

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の 有 無
理事長	おおた まさひろ		無
	大田 雅弘		
理事	せき あつお		無
	関 敦生		
理事	にしだ ただあき		無
	西田 忠明		
監事	はやせ よしひこ		無
	早瀬 善彦		

## 設立趣旨書

### 1 趣 旨

兵庫県川西市は県の南東部に位置し、大阪府に接しているため、大都市近郊の住宅都市として発展してきましたが、人口の減少と少子高齢化の進行に伴い、空き家・空き地が増加すると共に、所有者不明土地や一部の公有地等が低未利用土地として点在し、十分に活用されていない地域があります。

これにより空き家の老朽化による倒壊リスクや、空き地の雑草繁茂による景観悪化が生じて、周辺住民の生活環境や景観に悪影響を及ぼし、防災上のリスクとなっています。また自治会や地域活動、まちづくりの担い手が高齢化・減少し、活動の継続が困難となっています。さらに商店等の生活施設や交流施設が減少し、地域のにぎわい・交流が失われつつあります。これらの問題に対して、行政の施策のみでは法律や制度に制約があるため十分な対応ができず、民間事業者や地域住民、N P O 法人等が主体となった取組みが求められています。

私は平成 26 年から川西市の市議会議員を務めていますが、国の空き家法や市の空き家・空き地対策の計画に、潜在的な課題があることを知るようになりました。また地域住民や自治会から、買い物時の不便や交流の場の不足といった相談が寄せられるようになりました。

そのような中で、同様の問題にすでに対応している、つるおかランド・バンク（山形県鶴岡市）、かけがわランド・バンク（静岡県掛川市）、カシニワ制度（千葉県柏市）の事例を知り、川西市でも空き家や空き地、公有地等の低未利用地を活用して、地域課題の解決に向けたまちづくり、コミュニティの再生のための新たな仕組みを作る必要性を強く感じようになりました。

このように考えていたところ、大阪国際空港（伊丹空港）の航空機騒音対策地域内にある東久代むつみ自治会の会長から、長年低未利用地のままで点在する移転補償跡地を活用したコミュニティの再生とまちづくりの促進についての陳情がありました。この地区は飛行機の離着陸コースの直下に位置し、かつては住民訴訟もありましたが、平成元年までに国による移転補償事業が行われ、その後平成 27 年度から令和 6 年度にかけて、市によって跡地の活用を含む、地域の整備実施計画が策定、実施されました。ただ、地域住民が要望するスーパーマーケット等の生活利便施設を誘致する計画がありましたが、進んでいない状態です。また補償跡地は、地域住民へ優先的に売却するルールがありましたが、不動産業者によるルールに反する開発行為が見られることもありました。

そこで、東久代むつみ地区でランドバンクの取組みを任意団体として開始することにしました。ランドバンクとは、地元住民組織や土地所有者、自治体等と連携した「ランドバンク協議会」を設置し、区画再編エリアの設定、整備方針の決定、関係者の調整、事業者の選定等を担い、再編エリアの土地買収、工事、再編後の土地販売を、選定された民間の住宅事業者が行う手法です。令和 1~3 年度に県の補助、令和 4 年度から国土交通省のモデル調査事業の採択を受け、取組みを実施してきました。私たちは特に川西市の公有地である「東久代むつみ広場」の活用について着目し、道路側にある老朽化した自治会館を建替えるために、広場の奥にあるコンテナを移設し、空いた場所に新しい自治会館を建設し、自治会館の手前に地域の交流とにぎわい創出をはかる多機能複合型施設を新たに建設するという計画を、地区の全住民や自治会員を対象に事前説明会を行い、何度も協議を行ってきました。その結果、総意に近い住民の合意形成ができたため工事に着手し、令和 7 年 8 月に新しい自治会館を完成させることができました。

令和8年には多機能複合型施設の建設に着手しますが、この事業の進展に伴い、任意団体として事業を続けるのではなく、事業実施および運営の確実性、持続性、責任性を担保し、行政・民間事業者・地域住民・有識者・専門家の協働の受け皿となる事業運営主体として、法人を設立した方がいいのではないかと考えるようになりました。その中で、この事業が営利を目的としておらず、また事業に多くの人々の参画や理解が必要であることから、NPO法人になるのが最適であるという結論に達しました。今後NPO法人になった後は、以下の事業に取り組んでいきたいと考えています。

- ① 国のモデル事業、県・市の公募・意見聴取事業の採択を通して、官民連携のもと、所有者不明を含む空き家・空き地、公有地を含む低未利用土地の利活用モデルの創出、事業化に取組む
- ② 低未利用地をにぎわい広場や交流拠点に再整備し、買い物弱者対策などの地域課題対策や住民ニーズに対応し、地域住民が集い活動できる場の施設整備、社会実証事業に取組む
- ③ 整備した広場や施設を活用し、高齢化が進む自治会や地域活動の環境整備を図り、地域課題に関心を持つ新たな担い手である若年層や地域内外の新規参画者を巻き込んだまちづくりの中間支援、社会実証事業に取組む
- ④ 空き家や空き店舗を改修し、コワーキングスペースやコミュニティカフェを設置することで、多世代交流と地域活動、にぎわい創出の拠点の形成、社会実証事業に取組む

## 2 申請に至るまでの経過

平成30年9月 地縁活動団体「東久代むつみ産直市場管理運営委員会」組成

高齢化、担い手不足の自治会直営事業を地縁活動団体との協働事業化

令和1年6月 兵庫県まちづくり応援事業（阪神北☆夢づくり応援事業）採択（令和1~3年度）

令和3年7月 任意活動団体「川西市南部地域ランドバンク推進協議会」設立  
川西市南部地域の空港騒音対策移転補償事業跡地の利活用によるまちづくりの調査・検討および、東久代むつみ産直事業の運営支援活動を継続

令和4年5月 任意活動団体「川西ランドバンク推進協議会」に改組  
川西南部地域活性化プロジェクトの取組みを開始

8月 国交省モデル調査事業に採択（令和4・5・7年度）

10月 むつみ産直事業が「あしたのまち・くらしづくり活動賞（振興奨励賞）」を受賞（主催：（公財）あしたの日本を創る協会、NHK、読売新聞東京本社など）

令和6年8月 事業の進展により協議会の役員会でNPO法人化を決定

令和7年11月18日

特定非営利活動法人川西ランドバンク  
設立発起人 斯波 康晴

## 令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人川西ランドバンク

### 1. 基本方針

- ・ 東久代むつみ広場に、交流・にぎわい創出拠点として、多機能複合型施設を建設する準備を進める。大手信託銀行統括支店長、地元地銀本店次長、地元事業法人代表と、資金調達に関する事前協議を進める。
- ・ 地域の交流を促進するイベント（産直市場・交流カフェ）の運営支援を引き続き行う。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(千円)
(1) 低未利用地の利活用を図る再整備事業	今まで十分に利用されていなかった東久代むつみ広場（川西市の公有地）に、多機能複合型施設を建設するために、金融機関との事前協議、建築事務所との打ち合わせを進める。  施設内で営業する喫茶店、飲食店を募集し、建設する施設が交流・にぎわい創出拠点となるように準備を進める。	法人成立後 毎月数回	金融機関の事務所 建築事務所の事務所 当法人の事務所	今後多機能複合型施設を訪れる近隣住民、地域内外の利用者 のべ 12,000 人（年間）	0
(2) 地域の交流を促進するイベントの実施事業	地元自治会や地縁活動団体等が実施している、地域の交流を促進するイベント（産直市場・交流カフェ）の運営を支援する。	産直市場・交流 カフェ： 毎周土曜 8 時～10 時	東久代むつみ広場（川西市東久代1-630-1）	イベントに訪れる近隣住民、地域内外市民 のべ 2,000 人（年間）	0

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(千円)
(3) 地域活動の担い手の募集、育成に関する事業	担い手が高齢化し減少した自治会や、その他まちづくりに関する地縁団体の活動、イベント等の参画者・協働者の募集、育成、活動支援を行う。	法人成立後 毎月数回	東久代むつみ広場 (川西市東久代1-630-1) 自治会館等	むつみ自治会を含む市内の自治会、その他地縁活動団体等の市民のべ100人(年間)	0
(4) 低未利用地の利活用に関する情報発信、広報事業	当法人の活動に関する報告書を作成して有識者、行政に情報発信や広報をする。  SNS等を活用して、イベントや活動の周知や情報発信を行う。	法人成立後 毎月数回	当法人の事務所	当法人の情報に触れる関係者のべ数百人(年間)	0
(5) その他、当法人の目的を達成するため必要な事業	定款第5条第1号～第4号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

### 3. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

- ①通常総会 令和8年5月
- ②理事会 年2回
- ③運営・事務局会議 (Executive Office Meeting) 適宜
- ④公民連携協議 適宜

#### (2) 事務局体制

事務局長	：	斯波 康晴
会計管理者	：	関 敦夫 (理事)
施設開設担当	：	遠藤 亮
施設建設担当	：	正門 元気
地域連携担当	：	錦 操
産直支援担当	：	西田 直樹
S N S 担当	：	山本 孝一
調査事業担当	：	斯波 康晴 (事務局長)

## 令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人川西ランドバンク

### 1. 基本方針

- ・東久代むつみ広場に、交流・にぎわい創出拠点として、多機能複合型施設を建設する。
- ・地域の交流を促進するイベント（産直市場・交流カフェ、いちじく即売会、納涼いちじく祭）の運営支援を引き続き行う。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 低未利用地の利活用を図る再整備事業	今まで十分に利用されていなかった東久代むつみ広場（川西市の公有地）に、多機能複合型施設を建設する。  施設内に喫茶店、飲食店を誘致し、交流・にぎわい創出拠点として活用する。	令和8年10月 工事着工  令和9年2月完成 予定	東久代むつみ広場 (川西市東久代1-630-1)	多機能複合型施設を訪れる近隣住民、地域内外の利用者  のべ 12,000人 (年間)	0
(2) 地域の交流を促進するイベントの実施事業	地元自治会や地縁活動団体等が実施している、地域の交流を促進するイベント（産直市場・交流カフェ）の運営を支援する。	産直市場・ 交流 カフェ： 毎周土曜 8時～10時  いちじく 即売会：7～9月 朝 6時～8時  納涼いちじく祭：8月 第4土曜	東久代むつみ広場 (川西市東久代1-630-1)	イベントに訪れる近隣住民、地域内外市民  のべ 2,000人 (年間)	0

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(千円)
(3) 地域活動の担い手の募集、育成に関する事業	担い手が高齢化し減少した自治会や、その他まちづくりに関する地縁団体の活動、イベント等の参画者・協働者の募集、育成、活動支援を行う。	毎月数回	東久代むつみ広場(川西市東久代1-630-1) 自治会館等	むつみ自治会を含む市内の自治会、その他地縁活動団体等の市民のべ100人(年間)	0
(4) 低未利用地の利活用に関する情報発信、広報事業	当法人の活動に関する報告書を作成して有識者、行政に情報発信や広報をする。  SNS等を活用して、イベントや活動の周知や情報発信を行う。	毎月数回	当法人の事務所	当法人の情報に触れる関係者のべ数百人(年間)	0
(5) その他、当法人の目的を達成するため必要な事業	定款第5条第1号～第4号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

### 3. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

- ①通常総会 令和9年5月
- ②理事会 年4回
- ③運営・事務局会議 (Executive Office Meeting) 適宜
- ④公民連携協議 適宜

#### (2) 事務局体制

事務局長	：	斯波 康晴
会計管理者	：	関 敦夫 (理事)
施設開設担当	：	遠藤 亮
施設建設担当	：	正門 元気
地域連携担当	：	錦 操
産直支援担当	：	西田 直樹
S N S 担当	：	山本 孝一
調査事業担当	：	斯波 康晴 (事務局長)

令和7年度 活動予算書  
(成立の日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	0	
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
受取会費計	0	
2. 受取寄付金	100,000	
受取寄付金	100,000	
受取寄付金計	100,000	
3. 受取助成金等		
国土交通省事業採択補助金	2,000,000	
受取民間助成金	0	
受取助成金計	2,000,000	
4. 事業収益		
(1) 低未利用地再整備事業	0	
(2) 地域交流促進イベント実施事業	0	
(3) 地域活動の担い手の募集、育成事業	0	
(4) 低未利用地情報発信、広報事業	0	
事業収益計	0	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収入	100,000	
その他収益計	100,000	
経常収益計		2,200,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
建設費	0	
印刷費	200,000	
支払利息	0	
消耗品費	0	
その他経費計	200,000	
事業費計		200,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
通信費	50,000	
旅費交通費	50,000	
消耗品費	0	
その他経費計	100,000	
管理費計		100,000
経常費用計		300,000
当期正味財産増減額		1,900,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		1,900,000

令和8年度 活動予算書  
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費	0	
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
受取会費計	0	
2. 受取寄付金	100,000	
受取寄付金	100,000	
受取寄付金計	100,000	
3. 受取助成金等	2,000,000	
国土交通省事業採択補助金	0	
受取民間助成金	0	
受取助成金計	2,000,000	
4. 事業収益	0	
(1) 低未利用地再整備事業	0	
(2) 地域交流促進イベント実施事業	0	
(3) 地域活動の担い手の募集、育成事業	0	
(4) 低未利用地情報発信、広報事業	0	
事業収益計	0	
5. その他収益	0	
受取利息	0	
雑収入	100,000	
その他収益計	100,000	
経常収益計		2,200,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
建設費	42,000,000	
印刷費	200,000	
支払利息	1,200,000	
消耗品費	0	
その他経費計	43,400,000	
事業費計		43,400,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
通信費	50,000	
旅費交通費	50,000	
消耗品費	0	
その他経費計	100,000	
管理費計		100,000
経常費用計		43,500,000
当期正味財産増減額		▲ 41,300,000
前期繰越正味財産額		1,900,000
次期繰越正味財産額		▲ 39,400,000